

令和7年（わ）第1439号 殺人被告事件

令和8年6月9日 千葉地方裁判所刑事第1部宣告

主 文

被告人を懲役3年に処する。

この裁判が確定した日から5年間その刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、令和7年5月27日午後10時30分頃から同月28日午前1時2分頃までの間に、千葉県松戸市（住所省略）当時の被告人方浴室において、実子であるA（当時0歳4か月）に対し、殺意をもって、その首などを手で押さえ付けて、その顔面を同浴室の浴槽に張った水の中に沈め、よって、その頃、同所において、同人を溺死により死亡させて殺害した。

なお、被告人は、本件犯行当時、うつ病の影響により心神耗弱の状態にあった。

（補足説明）

捜査段階の鑑定によれば、被告人は、当時、重度のうつ病に患い、その著しい影響から自殺に際し被害者を死なせようと考え、本件犯行に及んだ。他方、被告人は、自殺できず、夫に犯行を告げた後、自ら110番通報をしており、善悪を判断する能力や行動を制御する能力は失われていなかった。被告人は心神耗弱の状態にあったと認められる。

（量刑の理由）

被告人は、生後4か月の実子である被害者の養育に悩む中で重度のうつ病に患い、その著しい影響から、自殺に際し被害者を死なせようとするに至り、本件犯行に及んだ。犯行態様は、生存を他に頼らざる得ない無力な乳児を押さえ付けて溺

死させたものであり、痛ましく、悪質である。被害者の生命が失われなければならない状況には全くなく、被害者死亡の結果が重大であることは明らかである。被害者殺害の決意は短絡的であり、非難されるべきものである。しかし、被告人の思考はうつ病の著しい影響を受けたものである。被告人は、育児が困難であることを児童相談所に相談して面談の約束を取り付け、そのことを帰宅した夫にも訴えていた。被告人が病的な状態にあることを周囲が気付かなかったことは、誠に悔やまれる。被告人の刑事責任は重いが、被告人が、心神耗弱の状態にあったこと、自首したこと、一生弔い続けたいと述べたこと、前科がないこと、夫や母らの支援が期待できることを考慮すると、被告人に対しては、社会内で、治療を受けさせて、内省を深めさせ、罪と向き合わせるのが相当と判断した。

(求刑 懲役5年)

令和8年6月10日

千葉地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官	深 野 英 一
裁判官	小 西 安 世
裁判官	原 亜 香 里